

社会医療法人 若竹会 セントラル総合クリニック
指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
運営規定

(運営規定設置の趣旨)

第1条 この運営規定は、社会医療法人若竹会セントラル総合クリニックの開設する指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）事業所（以下、「事業所」という）が介護保険法に基づく指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）のサービスを提供するにあたり、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」の規定によるものの他、運営に関する規定を定め、もって事業の適正な運営を図るものとする。

(事業の目的)

第2条 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により、要介護状態等となり介護、機能訓練並びに看護及び医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定訪問リハビリテーションのサービスを提供し、もって保健医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 訪問リハビリテーションサービス（介護予防訪問リハビリテーション）事業の運営方針は、次のとおりとする。

- 1 利用者が要介護（要支援）状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めることとし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、および介護保険施設、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密着連携に努めるものとする。
- 4 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じるものとする。

- 5 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得ることとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 社会医療法人 若竹会 セントラル総合クリニック
訪問リハビリテーション
- (2) 所在地 茨城県牛久市上柏田4丁目58番地1
- (3) 介護保険指定番号 0811911106

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービス事業の職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職種	訪問リハビリテーション	職務	備考
管理者	1名（常勤）	職員及び業務の管理	医師を兼務
医師	1名以上	利用者の健康管理	法人内業務と兼務
理学療法士	1名以上	医師の指示に基づき、機能訓練等、利用者に対しサービスを行う	法人内業務と兼務
作業療法士	1名以上		
言語聴覚士	1名以上		

(手続きの説明及び同意)

第6条 事業所はサービス提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対して、運営規定の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書（利用約款）を交付して十分な説明を行い、同意を得るものとする。

(サービスの内容)

第7条 サービス事業の内容は次のとおりとする。

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画に基づいた、

- (1) 身体機能の維持・改善
- (2) 基本的動作能力の向上
- (3) 日常生活動作能力の向上
- (4) 生活関連用具、医療福祉機器についての評価・アセスメント
- (5) 家屋改修における評価・アセスメント

(利用料)

第 8 条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。また、次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は徴収しない。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 指定訪問リハビリテーションにおける通常の事業の実施地域は、牛久市・竜ヶ崎市・つくば市・土浦市・阿見町・稲敷市の区域とする。

(指定訪問リハビリテーションの営業日及び営業時間)

第 10 条 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日（日曜日・国民の祝日・12月31日～1月3日は休業）
- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
ただし、利用者が希望し、管理者が認めた場合はこの限りではない。

(身体拘束の禁止)

第 11 条 当事業所は原則として、利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について診療録に記録する。

(虐待防止の措置)

第 12 条 当事業所は利用者の人権擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(緊急時の対応)

第 13 条 サービス提供時に利用者の病状が急変した場合などには、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じる。

(衛生管理)

第 14 条 当事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように以下の措置を講じるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員へ周知する。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- (4) 前 3 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(非常災害対策)

第 15 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、定期的避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 16 条 当事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供を継続するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 当事業所は、従業員に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (2) 当事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(苦情処理)

第 17 条 当事業所は、別に定める苦情処理に関する相談窓口、処理体制、手順などにより、利用者からの苦情に迅速にかつ、適切に対応するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 18 条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
- 3 サービス提供等に関する記録は、終了日から 5 年間保管するものとする。
- 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会医療法人若竹会と事業所

の管理者が定めるものとする。